

役員及び評議員の報酬等に関する細則

(目的及び意義)

第1条 この細則は、社会福祉法人大泉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事 報酬（賞与、退職慰労金）
- (2) 上記(1)以外の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 前条(1)に定める理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬別表第1に定める額
 - (2) 賞与別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金別表第3に定める算式により算出される額
- 2 第3条(2)の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 第3条(1)に定める理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 25 日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第 7 条の規定に準じて支給）
 - (2) 賞与 毎年 7 月及び 1 2 月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内
- 2 第 3 条(2)に定める役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

- 第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

- 第 7 条 新たに第 3 条(1)に定める理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 第 3 条(1)に定める理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、第 3 条(1)に定める理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

- 第 8 条 この細則により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

（公表）

- 第 9 条 この法人は、この細則をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この細則は、平成29年 4月 1日より遡及的に施行する。
この細則は、令和 2年 6月25日より変更する。

別表第1（理事長、副理事長、会長等の報酬）

理事長及び業務執行理事 月額100万円を限度
及び別表第4に定める額
（但し別表第4の規定に関わらず報酬については、
額面表示とする）

別表第2（理事長、副理事長、会長等の期末勤勉手当）

理事長及び業務執行理事に対して期末勤勉手当を支給することができる。

- 2 前項の規定によって期末勤勉手当を支給する場合における当該期末勤勉手当の支給額は、当法人の職員の給与規定により算出した額とする。

別表第3（理事長、副理事長、会長等の退職金）

理事長及び業務執行理事が退職した場合には、当該理事に対し退職金を支給する。

- 2 前項の額は、次の計算式を上限として、その都度評議員会において決定する。

退職金上限額の算定式：退職時月額報酬×勤続年数×功績倍率（※）

※功績倍率

理事長：2 副理事長：1.5 会長：1.5

（ただし、会長は理事長を退任する際に退職金を受給しない場合は、2とする）

別表第4（第3条(2)に定め役員の及び評議員の報酬、日当）

(1) 理事

日額 理事会開催毎 報酬1万5千円(手取金額)

(2) 監事

日額 理事会開催毎 報酬1万5千円(手取金額)

(3) 評議員

日額 評議員会開催毎 報酬1万5千円(手取金額)